

船橋市地方卸売市場業務条例施行規則

船橋市地方卸売市場業務条例施行規則（平成12年船橋市規則第86号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市場関係事業者

　第1節 卸売業者（第2条—第9条）

　第2節 仲卸業者（第10条—第14条）

　第3節 売買参加者（第15条）

　第4節 関連事業者（第16条—第19条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第20条—第29条）

第4章 市場施設の使用（第30条—第40条）

第5章 監督（第41条）

第6章 市場運営協議会（第42条—第50条）

第7章 雜則（第51条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市地方卸売市場業務条例（令和2年船橋市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

　第2章 市場関係事業者

　第1節 卸売業者

（卸売業者の許可申請等）

第2条 条例第8条第3項に規定する許可申請書は、船橋市卸売業者業務許可申請書とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）登記事項証明書

（2）代表者の印鑑証明書

（3）定款

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表及び損益計算書を提出することができない場合にあっては、事業計画書）
- (5) 代表者の市区町村長の発行する身分証明書
- (6) 代表者の履歴書及び写真
- (7) 業務を執行する役員の市区町村長の発行する身分証明書
- (8) 業務を執行する役員の履歴書及び写真
- (9) 業務を執行する役員が条例第8条第4項第4号に該当しないことを誓約する書面
- (10) 申請者が条例第8条第4項第5号及び第6号に該当しないことを誓約する書面
- (11) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、条例第8条第1項の許可を行ったときは、船橋市卸売業者業務許可証を交付する。

（卸売業者の保証金の額）

第3条 条例第11条第1項に規定する保証金の額は、次に掲げるとおりとする。

前年（暦年）の卸売金額	保証金の額
50億円未満	200万円
50億円以上100億円未満	300万円
100億円以上150億円未満	400万円
150億円以上200億円未満	500万円
200億円以上250億円未満	600万円
250億円以上300億円未満	700万円
300億円以上	800万円

2 前項の保証金には、利息を付けない。

（保証金代用の有価証券の種類及び価格）

第4条 条例第11条第2項（条例第12条第3項、第25条第2項、第36条第2項及び第58条第5項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める有価証券の種類及び価格は、船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）第9条第1号から第4号までの規定を準用する。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第5条 条例第16条第3項に規定する認可申請書は、申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは船橋市卸売業者事業譲渡等認可申請書とし、合併に係るものであるときは船橋市卸売業者合併認可申請書とし、分割に係るものであるときは船橋市卸売

業者分割認可申請書とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 船橋市卸売業者事業譲渡等認可申請書 次に掲げる事項

- ア 譲り渡す事業に係る取扱品目
- イ 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- ウ 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

(2) 船橋市卸売業者合併認可申請書 次に掲げる事項

- ア 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、代表者の氏名及び住所
- イ 合併の方法及び条件
- ウ 合併の予定年月日
- エ 合併を必要とする理由

(3) 船橋市卸売業者分割認可申請書 次に掲げる事項

- ア 分割後業務を承継する法人の名称、代表者の氏名及び住所
- イ 取扱品目
- ウ 分割の方法及び条件
- エ 分割の予定年月日
- オ 分割を必要とする理由

2 第2条第1項の規定は、船橋市卸売業者事業譲渡等認可申請書、船橋市卸売業者合併認可申請書及び船橋市卸売業者分割認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受け、合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

(取扱高の月例報告)

第6条 条例第18条の規定による報告は、船橋市卸売業者取扱高に関する月例報告書により毎月8日までに行うものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 前月中に卸売した物品の市況並びに卸売した物品の数量及び卸売金額 次に掲げる事項

- ア 品目

- イ 取引方法
- ウ 数量
- エ 卸売金額
- オ 消費税（地方消費税を含む。）の税率ごとに区分した卸売金額及びその税額
- カ 卸売金額のうち、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売金額
- キ 卸売金額のうち、市場外にある物品（市場を経由しない物品を含む。）の卸売金額

(2) 卸売をした物品の内訳 次に掲げる事項

- ア 品名
- イ 産地
- ウ 委託又は買付けの別
- エ 数量
- オ 卸売金額

2 船橋市卸売業者取扱高に関する月例報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 仲卸業者別の卸売金額を記載した書類
- (2) 売買参加者別の卸売金額を記載した書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類
(せり人の届出)

第7条 条例第19条第1項の規定による届出は、船橋市せり人届出書によるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) せり人の氏名及び住所
- (2) せり人がせりを行う品目

2 船橋市せり人届出書には、届け出ようとするせり人の履歴書及び写真を添付しなければならない。

(せり人章)

第8条 条例第19条第2項に規定する規則で定める記章は、せり人章とする。

(残高試算表の提出)

第9条 卸売業者は、毎月10日までにその前月分の残高試算表を市長に提出しなければ

ならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の許可申請等)

第10条 条例第22条第3項に規定する許可申請書は、船橋市仲卸業者業務許可申請書とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類

- ア 履歴書及び写真
- イ 住民票の写し
- ウ 市区町村長の発行する身分証明書
- エ 資産調査書
- オ 事業実績書（事業実績書を提出することができない場合にあっては、事業計画書）
- カ 印鑑登録証明書
- キ 申請者が条例第22条第4項第4号及び第6号から第8号までに該当しないことを誓約する書面
- ク その他市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類

- ア 登記事項証明書
- イ 代表者の印鑑証明書
- ウ 定款
- エ 貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表及び損益計算書を提出することができない場合にあっては、事業計画書）
- オ 代表者の市区町村長の発行する身分証明書
- カ 代表者の履歴書及び写真
- キ 業務を執行する役員の市区町村長の発行する身分証明書
- ク 業務を執行する役員の履歴書及び写真
- ケ 業務を執行する役員が条例第22条第4項第5号に該当しないことを誓約する書面
- コ 申請者が条例第22条第4項第7号及び第8号に該当しないことを誓約する書面
- サ その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、条例第22条第1項の許可を行ったときは、船橋市仲卸業者業務許可証を交付する。

(仲卸業者の保証金の額)

第11条 条例第25条第1項に規定する保証金の額は、20万円とする。

2 第3条第2項の規定は、前項の保証金について準用する。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第12条 条例第27条第3項に規定する認可申請書は、申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは船橋市仲卸業者事業譲渡等認可申請書とし、合併に係るものであるときは船橋市仲卸業者合併認可申請書とし、分割に係るものであるときは船橋市仲卸業者分割認可申請書とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 船橋市仲卸業者事業譲渡等認可申請書 次に掲げる事項

- ア 譲り渡す事業に係る取扱品目
- イ 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- ウ 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

(2) 船橋市仲卸業者合併認可申請書 次に掲げる事項

- ア 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、代表者の氏名及び住所
- イ 合併の方法及び条件
- ウ 合併の予定年月日
- エ 合併を必要とする理由

(3) 船橋市仲卸業者分割認可申請書 次に掲げる事項

- ア 分割後業務を承継する法人の名称、代表者の氏名及び住所
- イ 取扱品目
- ウ 分割の方法及び条件
- エ 分割の予定年月日
- オ 分割を必要とする理由

2 第10条第1項の規定は、船橋市仲卸業者事業譲渡等認可申請書、船橋市仲卸業者合併認可申請書及び船橋市仲卸業者分割認可申請書の添付書類について準用する。この場

合において、同項中「当該各号に掲げる書類」とあるのは、「当該各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受け、合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続の認可申請)

第13条 条例第28条第4項に規定する認可申請書は、船橋市仲卸し業務相続認可申請書とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3) 取扱品目
- (4) 相続開始日

2 第10条第1項の規定は、船橋市仲卸し業務相続認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同項中「当該各号に掲げる書類」とあるのは、「第1号に掲げる書類、申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸しの業務を申請者が引き継ぎ営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

(事業報告)

第14条 条例第29条に規定する事業報告書は、法人である仲卸業者にあっては船橋市仲卸業者事業報告書（法人用）とし、個人である仲卸業者にあっては船橋市仲卸業者事業報告書（個人用）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 船橋市仲卸業者事業報告書（法人用） 次に掲げる事項

- ア 事業の概要
- イ 総会及び取締役会等の決議事項等
- ウ 内部組織に関する事項
- エ 仲卸しの業務の状況
- オ 兼業業務等の概況

(2) 船橋市仲卸業者事業報告書（個人用） 次に掲げる事項

- ア 事業の概要
- イ 従業員の状況
- ウ 仲卸しの業務の状況
- エ 兼業業務等の概況

- 2 船橋市仲卸業者事業報告書（法人用）及び船橋市仲卸業者事業報告書（個人用）には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 船橋市仲卸業者事業報告書（法人用） 次に掲げる書類（当該書類を提出することができない場合にあっては、事業実績書）
- ア 貸借対照表及び損益計算書
 - イ 株主資本等変動計算書
 - ウ 貸借対照表及び損益計算書の内訳
- (2) 船橋市仲卸業者事業報告書（個人用） 次に掲げる書類（当該書類を提出することができない場合にあっては、事業実績書）
- ア 貸借対照表及び損益計算書
 - イ 貸借対照表及び損益計算書の内訳
- 第3節 売買参加者
(売買参加者の承認申請等)

第15条 条例第30条第3項に規定する承認申請書は、船橋市売買参加者承認申請書とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類

- ア 履歴書及び写真
- イ 住民票の写し
- ウ 市区町村長の発行する身分証明書
- エ 資産調書
- オ 印鑑登録証明書
- カ 申請者が条例第30条第4項第4号から第7号までに該当しないことを誓約する書面
- キ その他市長が必要があると認める書類

- (2) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類
- ア 登記事項証明書
 - イ 代表者の印鑑証明書
 - ウ 定款
 - エ 貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表及び損益計算書を提出することができない場合にあっては、事業実績書）

い場合にあっては、事業計画書)

- オ 代表者の市区町村長の発行する身分証明書
- カ 代表者の履歴書及び写真
- キ 業務を執行する役員の市区町村長の発行する身分証明書
- ク 業務を執行する役員の履歴書及び写真
- ケ 申請者が条例第30条第4項第4号、第6号及び第7号に該当しないことを誓約する書面
- コ その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、条例第30条第1項の承認を行ったときは、船橋市売買参加者承認証を交付する。

第4節 関連事業者

(関連事業者の種類)

第16条 条例第33条第1項第1号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 製氷業
- (2) その他市長が市場機能の充実に資すると認めた業務

2 条例第33条第1項第2号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 包装用品、衣料品、金物、陶器その他市場関係者に必要な物品の販売業
- (2) 金融業
- (3) クリーニング店
- (4) 薬局
- (5) その他市長が市場の利用者に便益を提供すると認めた業務

(関連事業者の許可申請等)

第17条 条例第33条第2項に規定する許可申請書は、船橋市関連事業者業務許可申請書とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
 - ア 履歴書及び写真
 - イ 住民票の写し

- ウ 市区町村長の発行する身分証明書
 - エ 資産調書
 - オ 印鑑登録証明書
 - カ 条例第33条第1項第1号に規定する業務に係る申請にあっては、申請者が同条第3項第4号から第6号までに該当しないことを誓約する書面
 - キ その他市長が必要があると認める書類
- (2) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類
- ア 登記事項証明書
 - イ 代表者の印鑑証明書
 - ウ 定款
 - エ 貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表及び損益計算書を提出することができない場合にあっては、事業計画書）
 - オ 代表者の市区町村長の発行する身分証明書
 - カ 代表者の履歴書及び写真
 - キ 業務を執行する役員の市区町村長の発行する身分証明書
 - ク 業務を執行する役員の履歴書及び写真
 - ケ 条例第33条第1項第1号に規定する業務に係る申請にあっては、申請者が同条第3項第5号及び第6号に該当しないことを誓約する書面
 - コ その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、条例第33条第1項の許可を行ったときは、船橋市関連事業者業務許可証を交付する。

（関連事業者の保証金の額）

第18条 条例第36条第1項に規定する保証金の額は、第37条に規定する使用料（以下「使用料」という。）の6倍に相当する額とする。ただし、冷蔵庫使用料にあっては、当該額に相当する額とする。

2 第3条第2項の規定は、前項の保証金について準用する。

（関連事業者の業務の相続の認可申請）

第19条 条例第39条第4項に規定する認可申請書は、船橋市関連事業者業務相続認可申請書とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3) 営業の種類及び内容
- (4) 相続開始日

2 第17条第1項の規定は、船橋市関連事業者業務相続認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同項中「当該各号に掲げる書類」とあるのは、「第1号に掲げる書類、申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該関連事業者の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(せり売又は入札の方法による卸売の割合)

第20条 条例第41条第1項第1号に規定する規則で定める割合は、50パーセントとする。

(受託拒否の正当な理由)

第21条 条例第43条に規定する規則で定める正当な理由がある場合は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)第6条の規定を準用する。

(相対取引の承認申請)

第22条 条例第45条に規定する承認申請書は、船橋市相対取引承認申請書とする。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の届出)

第23条 条例第46条第2項の規定による届出は、船橋市仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の届出書によるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 品目
- (2) 産地
- (3) 卸売数量
- (4) 出荷者
- (5) 卸売の相手方

(受託物品の確認)

第24条 条例第47条第1項の規定による確認は、船橋市受託物品確認申請書により行うものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 出荷者
- (2) 品目
- (3) 等級
- (4) 総出荷数量
- (5) 損敗又は内容相違の数量、程度及び原因
- (6) 到着日時

2 市長は、前項の確認が終了したときは、船橋市受託物品確認証を交付する。

(仲卸業者の市場外買入れ販売の届出)

第25条 条例第48条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとし、同条の規定による届出は、船橋市市場外買入れ販売届出書により行うものとする。

- (1) 品目
- (2) 販売数量
- (3) 販売金額
- (4) 買入れの相手方

(卸売業者による卸売の結果等の報告)

第26条 条例第51条第1項の規定による報告は、船橋市卸売の結果等の報告書（卸売予定数量）によるものとし、毎開場日の午前4時までに行うものとする。

2 条例第51条第2項の規定による報告は、船橋市当日売上高報告書によるものとし、翌日の午後4時までに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、取扱品目のうち主要品目の卸売価格の報告は、船橋市卸売の結果等の報告書により、その販売終了後、午後4時までに、高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行わなければならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第27条 省令第18条の開設者が定める時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める時

ア 青果部 毎開場日の午前6時30分

イ 水産物部 每開場日の午前4時30分

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 每開場日の午後5時

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第28条 省令第22条の開設者が定める時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める時

ア 青果部 每開場日の午前6時30分

イ 水産物部 每開場日の午前4時30分

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 每開場日の午後5時

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては
その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(卸売市場法(昭和46年法律第35号)
第13条第5項第5号の表の4の項の規定並びに省令第20条第4号及び第6号の規
定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。) その月の
10日

2 条例第53条に規定する公表は、前項に定めるところによるほか、次に定めるところ
により行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、主要な産地と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

(3) 前項第1号及び第2号に掲げる事項にあっては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売

イ 相対取引の方法による卸売

(卸売代金の変更)

第29条 条例第56条ただし書に規定する正当な理由があると確認したときは、次の各
号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市場取引の経験から予見できない瑕疵があつて見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- (2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。
- (3) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。
- (4) せり人の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

第4章 市場施設の使用

(使用指定又は許可の申請等)

第30条 条例第58条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して、船橋市市場施設使用指定（許可）申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 施設の種類
- (3) 位置
- (4) 面積
- (5) 使用開始予定日
- (6) 使用予定期間

2 市長は、条例第58条第1項の指定又は同条第2項の許可をしたときは、船橋市市場施設使用指定（許可）書を交付する。

3 市場施設の使用期間は、使用の指定にあつては3年以内とし、使用の許可にあつては1年以内とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(市場施設の使用許可に係る保証金の額)

第31条 条例第58条第4項に規定する保証金の額は、使用料の6倍に相当する額とする。

2 第3条第2項の規定は、前項の保証金について準用する。

(原状変更の申請等)

第32条 条例第60条第1項の規定により市場施設の原状変更の承認を受けようとする使用者は、次に掲げる事項を記載して、船橋市市場施設原状変更承認申請書に設計図面その他市長が必要があると認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 施設の種類

- (2) 位置
- (3) 面積
- (4) 変更の理由
- (5) 変更の内容
- (6) 工事予定期間
- (7) 使用開始日

2 使用者が市場施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後遅滞なくその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ、これを使用することができない。

(施設の修繕命令等)

第33条 市長は、使用者の設けた施設、設備等が損傷したとき、又は危険を生ずるおそれがあると認めるときは、当該使用者に対しその修繕、除去その他必要な措置を命ずることができる。

(共同使用施設の清掃等)

第34条 2人以上の者が共同して市場施設を使用する場合は、その共同使用者は、当該市場施設を連帶して清掃し、又は消毒しなければならない。

2 前項に規定する共同使用者は、清掃又は消毒に関する責任者及び費用の負担方法その他必要な事項を定めて、市長に届け出なければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による清掃又は消毒について、その計画及び費用の分担を指定することができる。

(修繕費用の使用者負担)

第35条 市場施設のうちスイッチ、蛍光管、扉の取手、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

(工事の施工及び賠償の免責)

第36条 市長は、市場施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施工することができる。

2 前項の場合において、使用者が工事施工のためやむを得ない損害を被ることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第37条 条例第64条第1項に規定する使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用面積の計算)

第38条 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は使用面積が1平方メートル未満のときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1平方メートルとして計算する。

(使用料の納期限)

第39条 使用料は、毎月末日（12月にあっては、同月25日）までにその月分を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料は、毎月末日（12月にあっては、同月25日）までにその前月分を納付しなければならない。
- 3 月の中途において使用を完了するものは、使用完了の日に納付しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、前3項に規定する納期限を変更することができる。

(損害賠償)

第40条 条例第61条の規定により市場施設を返還すべき者が市長の指定する期間内にこれを返還しないときは、その者は、当該期間の末日の翌日から返還を完了するまでの使用料に相当する額（返還の遅延により市に損害が生じた場合には、その損害の額を加算した額）の損害賠償をしなければならない。

第5章 監督

(卸売業者の財産に関する改善措置の勧告)

第41条 条例第67条の規定により卸売業者の財産に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経常損失が連續する3以上の事業年度において生じた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合

第6章 市場運営協議会

(会議及び議事)

第42条 船橋市地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第43条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(市場取引委員会)

第44条 条例第75条第1項に規定する市場取引委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 船橋市地方卸売市場青果部取引委員会
- (2) 船橋市地方卸売市場水産物部取引委員会

(組織)

第45条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸業者
- (3) 売買参加者

(任期)

第46条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員会の会議等)

第47条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(承認)

第48条 条例第75条第2項に規定する委員会の決議は、協議会の承認を得なければならぬ。

(庶務)

第49条 協議会の庶務は、地方卸売市場総務課において処理する。

(運営)

第50条 委員長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者から発議があったときは、速やかに委員会を開催するものとする。

2 第44条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第7章 雜則

第51条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例第8条第1項の許可に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行前に改正前の船橋市地方卸売市場業務条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市地方卸売市場業務条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表

種類	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第48条の規定により買い入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

			捨てた額)	
卸売業者売場使用料			1 平方メートルにつき月額 1 3 0 円	
仲卸業者売場使用料	青果部	第 1 売場	1 平方メートルにつき月額 9 7 0 円	
		第 2 売場	1 平方メートルにつき月額 1 , 0 1 0 円	
水産物部			1 平方メートルにつき月額 1 , 0 6 0 円	
買荷保管所使用料	青果部	第 1 保管所	1 平方メートルにつき月額 5 8 0 円	
		第 2 保管所	1 平方メートルにつき月額 9 6 0 円	
	水産物部	第 1 保管所	1 平方メートルにつき月額 4 9 0 円	
		第 2 保管所	1 平方メートルにつき月額 4 8 0 円	
		第 3 保管所	1 平方メートルにつき月額 1 , 1 4 0 円	
倉庫使用料			1 平方メートルにつき月額 5 8 0 円	
冷蔵庫使用料		第 1 冷蔵庫	建物及び機械一式月額 2 , 9 6 8 , 7 6 0 円	
		第 2 冷蔵庫	建物及び機械一式月額 3 , 4 1 7 , 4 7 0 円	
加工所使用料	青果部	第 1 加工所	1 平方メートルにつき月額 1 , 1 2 0 円	
		第 2 加工所	1 平方メートルにつき月額 1 , 1 3 0 円	
	水産物部	第 1 加工所	1 平方メートルにつき月額 1 , 0 6 0 円	
		第 2 加工所	1 平方メートルにつき月額 1 , 1 3 0 円	
バナナ発酵室使用料			1 平方メートルにつき月額 9 5 0 円	
業者事務所使用料	第 1 事務所	1 平方メートルにつき月額 1 , 0 6 0 円		
	第 2 事務所	1 平方メートルにつき月額 1 , 0 1 0 円		
	第 3 事務所	1 平方メートルにつき月額 9 3 0 円		
	第 4 事務所	1 平方メートルにつき月額 8 5 0 円		
	第 5 事務所	1 平方メートルにつき月額 6 6 0 円		
	第 6 事務所	1 平方メートルにつき月額 1 , 3 5 0 円		
	第 7 事務所	1 平方メートルにつき月額 2 , 0 3 0 円		
関連事業者売場使用料			1 平方メートルにつき月額 6 4 0 円	
金融機関店舗使用料			1 平方メートルにつき月額 2 , 0 3 0 円	